

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年ー21 (元.11.28)	総 務	<p>鳥取県が保有する公用携帯電話等の実態把握等について</p> <p>▶陳情理由 先に私は、鳥取県（財政課、総務課等）に対して、鳥取県の公用携帯電話・カーナビの台数及びそれぞれについて、いわゆるワンセグ機能はついていないかを、鳥取県の公有財産の実態を県民に明らかにする必要性の観点から照会した。</p> <p>なぜならば、総務省の見解として、ワンセグ機能のついた携帯電話等を保有しているならば、それについて、放送法第64条によって日本放送協会との受信契約が必要であると示され、また、2019年3月12日には、ワンセグ機能のついた携帯電話について、最高裁が受信契約を義務であるとの決定を出しているからである。</p> <p>なお、日本放送協会によれば、この契約義務は、個人のみならず民間企業など法人、官公庁なども対象とされている。</p> <p>鳥取県庁（総合事務所及び地方機関などを含む）全てにおける公用携帯電話の台数及び1か月のおおむねの使用料は、財政課によれば、契約台数2412台、使用料金7,252,134円（10月請求）であるとの回答をいただいたものの、「公用携帯のワンセグ機能の有無については、確認ができず、また取りまとめを行っている担当所属もない」との回答だった。そして、それでは調査をすべきではないかと伝えたところ、「各所属に照会するようにとのご依頼をいただきましたが、県では、把握していない情報について、特定の個人の方に回答することを目的として調査等をするといった対応は行っておりません」との回答が返ってきた。</p> <p>そもそも、放送法の規定により、放送を受信できる対象の受信設備を保有していれば受信契約が必要とされ、該当台数を「把握していない」こと自体がおかしいことである</p>	<p>足 羽 佑 太 (倉吉市)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p align="center">本会議(元. 12. 20)委員長報告 会 議 録 暫 定 版</p> <p>ワンセグ機能を有する公用携帯電話、カーナビにおける日本放送協会との受信契約は、同協会の規約に基づき、適宜必要な契約が行われていること。</p> <p>ワンセグ機能の有無は、受信契約の要否と必ずしも合致するものではなく、当該機能を有する機器の調査は現時点で実施する必要が認められないことから、不採択と決定いたしました。</p> </div>	<p>不採択 (元.12.20)</p>

総務教育常任委員会・陳情

	<p>し、鳥取県民参画基本条例（平成 25 年鳥取県条例第 3 号）の観点から、この調査の結果に関しては、ある種公租公課に類するような受信料について、説明責任を有するはずである。鳥取県では、予算編成過程の公開もしている。その説明責任があるはずである。</p> <p>他自治体の議会では、ワンセグ携帯電話の実態把握等の一般質問があり、執行部は「ワンセグ機能のついた携帯電話・カーナビの放送受信契約の締結の必要性につきまして、放送法を所管する総務省へ確認したところ、ワンセグ機能つき携帯電話等は、日本放送協会放送受信規約第 1 条第 2 項において、受信契約の対象である携帯用受信機に含まれる旨の回答を得ており、放送受信契約の締結が必要であると認識したところでございます。そのため、放送受信契約の締結を前提とした事務処理を進めていく予定であります。先日行いました中核市への調査におきましても、ワンセグ機能つき携帯電話等で放送受信契約を締結している市はごく少数との結果を得ているところでもあり、放送法の規定と実態が著しく乖離した状況にあります。このため、本市といたしましては、NHK に対しまして、放送法の規定どおりの統一的な運用を行っていただくよう要望書の提出を行うこととあわせまして、総務省とも現状について十分情報交換をしてみたい」、「御指摘の NHK との受信契約につきましては、他の自治体も同様の問題を課題として抱えていると思われまます。…これまでの判例、それから、他の自治体の動向も踏まえまして、今後適切な対応を検討してみたい」、「ワンセグ機能つき携帯電話やカーナビなどについては契約義務が生じる可能性があることから、今後 NHK と協議を行ってまいります」などと当局が答弁している。</p> <p>なお、以下は付言であるが、本来官公庁におけるワンセグ機能付き携帯電話等については、公務員には地方公務員法等によって職務専念義務があるので、執務中に見ることは考えがたく、いわゆる「放送の受信を目的としない受信設備」</p>		
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>(放送法第 64 条第 1 項ただし書) であり、それに対して、契約を強いるという日本放送協会の運用自体がおかしいと考えている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県が保有する公用携帯電話・カーナビについて、ワンセグ機能の有無を調査すること。</p>		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情